

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第1項及び特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成31年法律第10号）附則第2項の規定に基づき、平成31年度予算における特定防衛調達の概要等を別紙第1及び別紙第2のとおり公表します。

平成31年4月10日

防衛大臣 岩屋 毅

## 平成31年度予算における特定防衛調達の概要等について

### 1. 特定防衛調達の概要

(1) 対象となる装備品等及び数量

早期警戒機 E-2D 9機

(2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間

平成31年度から平成37年度までの7箇年度

(3) 対象となる装備品等の納入予定

平成34年度に2機、平成35年度に3機、平成36年度に3機、平成37年度に1機

(4) 本特定防衛調達に関する平成31年度の予算額（国庫債務負担行為の限度額）

約1,940億円

(各年度の年割額)

31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	合計
78億円	171億円	572億円	431億円	364億円	237億円	86億円	1,940億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

### 2. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

(1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額

約2,265億円

(平成31年度から34年度まで毎年度2機、35年度に1機のE-2Dを調達)

(各年度の年割額)

31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	合計
135億円	309億円	497億円	522億円	419億円	276億円	107億円	2,265億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

(2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額

約325億円 (約14.4%)

## 平成31年度予算における特定防衛調達の概要等について

### 1. 特定防衛調達の概要

(1) 対象となる装備品等の整備に係る役務及び数量

PAC-3ミサイル用部品包括契約 1式

(2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間

平成31年度から平成40年度までの10箇年度

(3) 対象となる装備品等の整備に係る役務の概要

PAC-3ミサイルの再保証及び修理に必要な部品の供給

(4) 本特定防衛調達に関する平成31年度の予算額（国庫債務負担行為の限度額）

約35億円

(各年度の年割額)

31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
4億円	0億円	15億円	2億円	1億円	3億円	5億円	0億円

39年度	40年度	合計
0億円	4億円	35億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

### 2. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

(1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額

約65億円

(各年度の年割額)

31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
0億円	0億円	1億円	1億円	17億円	14億円	17億円	5億円

39年度	40年度	合計
5億円	5億円	65億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

(2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額

約31億円（約46.9%）